

奈良県告示第二百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があつた。

平成二十六年十月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 保安林予定森林の所在場所 吉野郡十津川村大字猿飼三四（次の図に示す部分に限る。） 三五、三七、三九

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一） 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字猿飼三四・三五・三七・三九（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

（二） その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（三） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（四） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を奈良県農林部森林整備課及び十津川村役場に備え置いて縦覧に供する。）